

構造計算適合性判定業務規程認可基準 新旧対照表

改定後	現行
構造計算適合性判定業務規程認可基準	構造計算適合性判定業務規程認可基準
平成 27 年 5 月 1 日制定 令和 6 年 3 月 27 日改定	平成 27 年 5 月 1 日制定
(略)	(略)
第 1 章 構造計算適合性判定業務規程に記載する事項	第 1 章 構造計算適合性判定業務規程に記載する事項
(略)	(略)
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
4. 判定の業務の実施方法に関する事項	4. 判定の業務の実施方法に関する事項
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
(11) 建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関が審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときの当該事項の通知の手続が定められていること。	(11) 建築主事又は指定確認検査機関が審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときの当該事項の通知の手続が定められていること。
(12)～(14) (略)	(12)～(14) (略)
5. ～ 9. (略)	5. ～ 9. (略)
10. 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法	10. 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 判定の業務に関する書類の管理について、少なくとも法第 77 条の 35 の 14 第 2 項に規定する書類（指定機関省令第 31 条の 11 第 2 項の規定によるファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間、総括責任者及び実施責	(3) 判定の業務に関する書類の管理について、少なくとも法第 77 条の 35 の 14 第 2 項に規定する書類（指定機関省令第 31 条の 11 第 2 項の規定によるファイル又は磁気ディスクを含む。）の保存期間、総括責任者及び実施責任

改定後	現行
<p>任者の設置、管理簿の調製並びに保存期間の満了日その他管理簿に記載する事項が定められていること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>11. ～12. (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 この基準は、令和六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>者の設置、管理簿の調製並びに保存期間の満了日その他管理簿に記載する事項が定められていること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>11. ～12. (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 この基準は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の施行の日（平成 27 年 6 月 1 日）から施行する。</u></p>